

和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会 中間とりまとめ以降の対応について（報告）

令和元年10月25日
農林水産省生産局畜産部
畜産振興課

有識者検討会のとりまとめの概要（抜粋）

平成31年2月に「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、令和元年7月に中間とりまとめを公表。

受精卵について、生産・流通・利用に関する情報を、国や都道府県が定期的に確認すべき。	精液や受精卵の流通履歴に関する帳簿等の記録・保管を義務化すべき。	ストローに精液や受精卵に関する基本情報を表示すべき。
各地域の実情に応じて流通管理の仕組みを構築すべき。	家畜人工授精師等は、ステータスの確保・向上を図ることが重要。	既存制度の趣旨等について、改めて関係者に周知徹底することが重要。その上で、各種規制をより明確化すべき。
和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護に向け、利用許諾契約の慣行の普及・定着を図るべき。	不正行為の抑止力を高めるため、違反に厳格に対応することとし、違反に対する罰則の強化も有効。	液体窒素の供給業者等、畜産関係以外の者にも和牛遺伝資源の保護に関する協力を依頼することも重要。
知的財産的価値の保護の強化に向け、流通管理の徹底や契約による保護の取組を現場に浸透させていくことが重要。その上で、制度面での保護強化に向けては、関係者のみならず、関係省庁、法曹関係者、知的財産に関する専門家等を交えて幅広く、議論と検討を重ねた上で実現すべき。		

農林水産省としては、都道府県への指導など出来ることから順次対応しつつ、法改正も含めて対応を検討。

現在実施している対応①

○受精卵について、生産・流通・利用に関する情報を、国や都道府県が定期的に確認すべき。



国や県による家畜人工授精所等に対する定期的な立入検査等の実施

- ① 家畜人工授精所の稼働状況等について定期的な調査の実施
- ② 家畜人工授精所等の立入検査に関するマニュアル作成予定
- ③ ②に向けた立入検査の実施
- ④ 和牛遺伝資源に関する組織定員等の要求

○各地域の実情に応じて流通管理の仕組みを構築すべき。



各都道府県における精液・受精卵の流通在庫状況を把握する体制の構築

- ① 各都道府県との意見交換を実施
- ② 国による適正な流通管理に向けた方針を策定予定

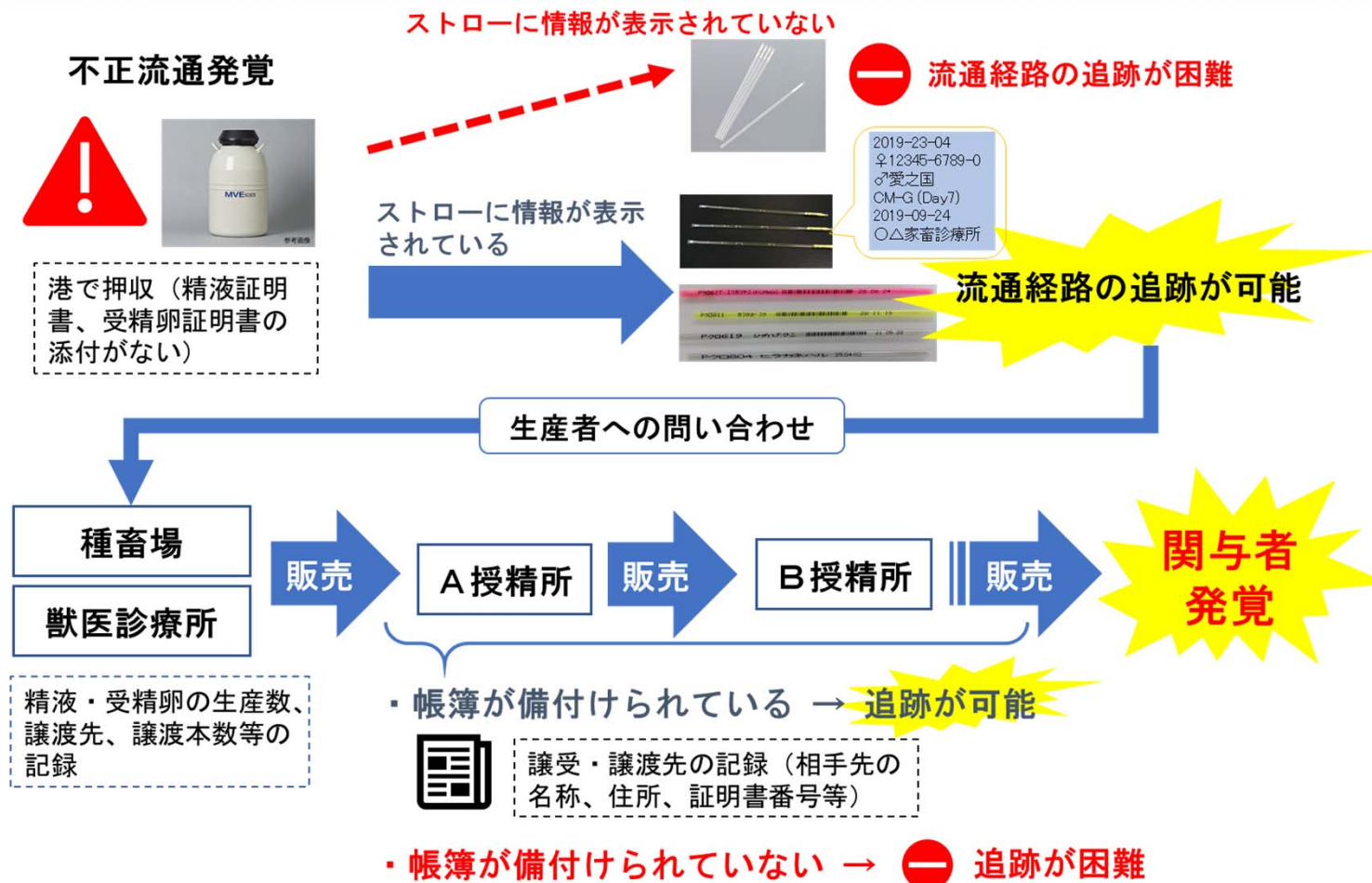
※ 本件以降、徳島県や鳥取県、宮城県などで動き

現在実施している対応②

- 精液や受精卵の流通履歴に関する帳簿等の記録・保管を義務化すべき。
- ストローに精液や受精卵に関する基本情報を表示すべき。

トレーサビリティの確保に向け、令和元年9月30日付で指導通知を发出。

和牛遺伝資源のトレサビリティのイメージ



現在実施している対応③

- 既存制度の趣旨等について、改めて関係者に周知徹底することが重要。
- 家畜人工授精師等は、ステータスの確保・向上を図ることが重要。



精液等の取扱いは家畜人工授精所に限られること、家畜人工授精師の責務等を指導通知等で周知。

① 平成31年3月29日付で精液等の適正管理について指導通知を発出

- ・家畜人工授精所の把握（稼働状況等の把握と報告）
- ・家畜人工授精所の開設許可の整理（必要があれば取る、必要なければ取り消し等）
- ・畜産経営者における精液等の適正な管理（家畜人工授精所でない場合は、自己の雌に使う場合以外保管が認められないこと等）
- ・精液等の譲渡先の確認（譲渡する際の相手の確認、証明書の裏面に記載）

② 令和元年7月22日付で家畜市場における場内アナウンスを依頼

③ 令和元年7月26日付で家畜人工授精師等における家畜人工授精業務の適正実施について指導通知を発出

- ・精液証明書や受精卵証明書の適正管理（裏面の記載等）
- ・家畜人工授精簿への正確な記録及び保管（使用したストローの管理、証明書の添付）
- ・受精証明書や受精卵移植証明書の適切な交付（実際に使用したストロー、証明書の添付等）

④ 各種会議における家畜改良増殖法等の説明

- ・全国畜産課長会議、地方農政局畜産課長会議、肉用牛シンポジウムや胚移植研究会等で説明・講演 等

⑤ 周知徹底に向けたポスター等の作成



（ポスター原案（イメージ））

現在実施している対応④

○液体窒素の供給業者等、畜産関係以外の者にも和牛遺伝資源の保護に関する協力を依頼することも重要。

令和元年9月3日付で経済産業省の担当部局と調整の上、 液体窒素の供給事業者の団体に依頼通知を発出

元生畜第663号

令和元年9月3日

一般社団法人 日本産業・医療ガス協会

会長 今井 康夫 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

和牛精液や受精卵の凍結処理・保存に用いる液体窒素の販売に係る
取扱いについて（依頼）

和牛は、我が国固有の財産であり、その精液や受精卵などの遺伝資源は、国内での活用を基本として、海外への不正流出を防ぐための取組が進められてきたところでありますが、昨年、和牛の遺伝資源が不正に中国へ持ち出されようとした事案が確認されたことを受け、和牛遺伝資源の不正な流通を防止し、知的財産として保護すべきとの社会的要請が高まっています。

農林水産省では、このような状況を踏まえ、平成31年2月に「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、令和元年7月までに計5回にわたる議論を重ね、先般、中間とりまとめを公表したところです。中間とりまとめでは、遺伝資源の流通管理の徹底を図る中、遺伝資源の凍結処理・保存のために利用される液体窒素の供給業者など、畜産関係以外の方々にも、和牛遺伝資源保護について意識の共有が図られるよう、周知や協力を依頼することも重要であるとの指摘を受けました。

つきましては、別添資料の内容についてご理解の上、液体窒素の販売事業所において液体窒素の販売をする場合には、購入者に対する利用目的の問いかけ（和牛遺伝資源の輸出目的ではないこと）、身分の確認（家畜人工授精所、獣医師、家畜人工授精師又は牛の飼養者であること）を行うなど、和牛遺伝資源の不正流出の防止にご協力お願いいたします。

貴団体におかれましては、加盟各社に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

和牛遺伝資源の処理・保存用の 液体窒素の販売について

ご注意下さい!!!

和牛は、関係者が長い年月をかけて改良してきた日本固有の財産であることから、その遺伝資源（精液や受精卵）は、国内で活用することが基本です。

また、牛の精液や受精卵は、動物検疫上の理由から海外に持ち出すことはできません。

和牛の遺伝資源の処理・保存のために液体窒素の販売を求められた際には、購入者に対し、

- ① 利用目的（海外への遺伝資源の輸出ではないこと）
- ② 購入者の身分（家畜人工授精所、獣医師、家畜人工授精師、又は牛の飼養者であること）

などを確認していただき、疑わしい者から販売依頼があった場合には、所管の都道府県畜産主務課へご連絡いただくなど、和牛遺伝資源の海外への不正流出の防止にご協力をお願いします。



【参考】
一般的な精液や受精卵の保存容器



農林水産省 生産局畜産部 畜産振興課
TEL. 03-6744-2587

現在実施している対応⑤

○和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護に向け、利用許諾契約の慣行の普及・定着を図るべき。



令和元年9月30日付で精液等の譲渡契約約款条項例(契約のひな形)
について通知

精液等の譲渡契約約款条項例(ひな形)のポイント

<目的外利用の禁止>

- ・譲渡された精液等は、日本国外で利用してはならない。
- ・国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産以外の目的のために利用してはならない。

<第三者への譲渡>

- ・譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、同様の契約を当該第三者との間で契約すること。

<違約金>

- ・契約に違反した場合は、違約金として1,000万円を支払わなくてはならない。
- ・違約金の支払いがあっても、違反について免責となったということではない。

今後、全国の家畜人工授精所が具体的に取り組むよう、各地で説明会を開催していく予定。

現在実施している対応⑥

○知的財産的価値の保護の強化に向け、流通管理の徹底や契約による保護の取組を現場に浸透させていくことが重要。その上で、制度面での保護強化に向けては、関係者のみならず、関係省庁、法曹関係者、知的財産に関する専門家等を交えて幅広く、議論と検討を重ねた上で実現すべき。



和牛遺伝資源の知的財産的保護強化のための方策を検討するため、
「和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会」
を令和元年10月25日に設置し、第1回を開催。

和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会委員から4名と知的財産に関する専門家等の専門委員のほか、オブザーバーとして関係省庁(法務省民事局・刑事局、財務省関税局、内閣府知的財産戦略推進事務局)により構成。

○検討項目

- ・和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に向けた課題について
- ・和牛遺伝資源保護に係る知的財産制度上の位置付けの可能性について